

糖尿病性腎症重症化予防に係る三重県連携協定

三重県民が生涯にわたって健康的な生活を送り、生活の質の維持、向上を図るために、さらには医療保険及び介護保険といった社会保障制度の安定的維持につなげることを目的として、国民健康保険の特定健康診査の結果及び診療報酬明細書から、糖尿病及び糖尿病性腎症の重症化の予防が必要と思われる被保険者に対し、かかりつけ医等関係機関と十分な連携を図りながら受診勧奨や保健指導を実施することにより、糖尿病への進展予防及び糖尿病管理の徹底を行い、合併症である腎不全、人工透析への移行を防止する又は遅らせるための基本的な方策として、三重県糖尿病性腎症重症化予防プログラム（以下、「プログラム」という。）が策定されました。

今後、プログラムに基づき全県的に糖尿病性腎症重症化予防への取組を進めていくために、三重県医師会、三重県糖尿病対策推進会議、三重県保険者協議会及び三重県（以下「協定締結団体」という。）は、「糖尿病性腎症重症化予防に係る三重県連携協定」（以下、「協定」という。）を締結します。

（目的）

第1条 この協定は、県内の糖尿病患者が糖尿病性腎症の重症化を予防するための適切な保健指導を受けることができる環境を整備するため、プログラムを活用した協定締結団体それぞれの役割と連携・協力の内容などを定め、地域における取組の促進を図ることを目的とします。

（プログラムの活用）

第2条 協定締結団体は、前条の目的を達成するため、プログラムの活用を推進するとともに、事業の検証結果を踏まえ必要な見直しを行うものとします。

（役割及び連携・協力）

第3条 協定締結団体は、次の各号に定める役割に沿った取組を進めるとともに、事業推進に係る課題等への対応について、相互に情報共有・意見交換を行い、連携・協力を図るものとします。

1 三重県医師会は、かかりつけ医と専門医等との連携強化により、地域における連携体制の構築に向けてプログラムを郡市医師会に周知するなど、事業の円滑な実施に協力するものとします。

2 三重県糖尿病対策推進会議は、県民や患者への啓発、医療従事者への研修に努めるとともに、地域における糖尿病性腎症の重症化予防対策に協力するものとします。また、事業の検証結果を踏まえプログラムの必要な見直しを行う際の中心的な役割を果たすものとします。

3 三重県保険者協議会は、プログラムを保険者に周知し、保険者が行う糖尿病性腎症の重症化予防対策に向けた取組への支援に努めるとともに、取組実績等についての分析に取り組むなど事業の円滑な実施に協力するものとします。

4 三重県は、プログラムを県内の医療関係団体に周知するとともに、市町が行う糖尿病性腎症の重症化予防対策に向けた取組への支援に努めるとともに、取組実績等についての分析及び研究の推進のため、三重県糖尿病対策推進会議との連携・協力を推進するものとします。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、協定締結団体で協議し、その内容を決定するものとします。

この協定の締結を証するため、協定書4通を作成し、三重県医師会会长、三重県糖尿病対策推進会議会長、三重県糖尿病対策推進会議議長、三重県保険者協議会長及び三重県知事が署名のうえ、各団体1通を保有するものとします。

平成29年12月25日

三重県医師会会长

斎木重孝

三重県糖尿病対策推進会議会長

馬田晋

三重県糖尿病対策推進会議議長

住田安彌

三重県保険者協議会会长

小山巧

三重県知事

鈴木英敬